

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計 画 主 体	岩国市

岩国市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	岩国市 農林水産部農林振興課
所在地	岩国市今津町一丁目 14 番 51 号
電話番号	0827-29-5170
F A X 番号	0827-24-4224
メールアドレス	nourin@city.iwakuni.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、ヌートリア、タヌキ、シカ、カラス、カワウ、ツキノワグマ、アナグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	岩国市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積(被害量)	被害金額
イノシシ	水稻、果樹、野菜、マメ類、 飼料作物	4.83ha	5,395千円
サル	野菜、果樹、イモ類、マメ 類	1.40ha	2,696千円
ヌートリア	野菜	1.20ha	3,828千円
タヌキ	(野菜)	—	—
シカ	(樹木、野菜、穀物類等)	—	—
カラス	(野菜、果樹)	—	—
カワウ	魚類	不明	不明
ツキノワグマ	果樹、養蜂	2.91ha	2,653千円
アナグマ	(野菜)	—	—

(2) 被害の傾向

<p>岩国市における鳥獣被害は、イノシシやサルを中心とした獣類の被害が主であり、被害総額の約97%を占めている。</p> <p>○イノシシ 市内全域（離島を含む）での被害があり、令和4年度には豚熱の影響により減少が見受けられたものの、令和5年度以降増加傾向にあり、依然として被害は面積にして約46%を占める。</p> <p>主に水稻の被害が大きく、中山間地域の耕作放棄地拡大により、被害発生地域も平坦部に広がっており、住宅地に出没する等問題となっている。</p> <p>○サル 主に市内北西部で野菜や果樹の被害が目立つ。また、単独行動をする「ハナレザル」が市内中心部や南部で住宅地等に出没し、人身被害が生じる等市民生活にも影響が出ている。</p> <p>○ヌートリア 市内北部以外で、特にハス田での目撃情報が後を絶たない。</p>

近年は、市内北部でも目撃や捕獲が少数あり、生息域は市内全域に広がりつつある。

○タヌキ、アナグマ 令和6年度は被害報告がないものの、見分けのつきにくい野菜類の被害があり、一定の捕獲もあることから、防護策を講じている。

○シカ 現状被害報告はないものの、特に市内北西部で目撃・捕獲数が増加しており、今後の農林産物への被害が懸念される。

○カラス 農林水産業に対しての大きな被害報告はないものの、住宅地において、糞害や家庭ゴミを荒らす等、生活環境被害が出ている。

○カワウ 被害数量の把握は困難であるものの、近年増加傾向にあるという声が増えており、特にアユ等の内水面漁業被害が深刻である。

○ツキノワグマ 令和6年度には過去最高の目撃・痕跡数となり、生息域は市内全域に広がっている。特に果樹園や放任果樹（柿、栗等）の被害が目立ち、十分な防護ができていない状況にある。

基本的には人を避ける獣だが、突発的な遭遇に際しては防護的な攻撃を招き、人身被害が生じる恐れがある。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和6年度)	目標値		
			(令和8年度)	(令和9年度)	(令和10年度)
イノシシ	被害面積	4.83ha	4.60ha	4.37ha	4.15ha
	被害金額	5,395千円	5,125千円	4,869千円	4,625千円
サル	被害面積	1.40ha	1.31ha	1.24ha	1.18ha
	被害金額	2,696千円	2,561千円	2,433千円	2,311千円
ヌートリア	被害面積	1.20ha	1.14ha	1.08ha	1.03ha
	被害金額	3,828千円	3,637千円	3,455千円	3,282千円
ツキノワグマ	被害面積	2.91ha	2.76ha	2.62ha	2.49ha
	被害金額	2,653千円	2,520千円	2,394千円	2,274千円
合計	被害面積	10.34ha	9.81ha	9.31ha	8.85ha
	被害金額	14,572千円	13,843千円	13,151千円	12,492千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○捕獲隊を整備し、区域を分けて、効率的に捕獲を実施している。 ○平成28年4月1日に実施隊を発足し、緊急的な捕獲活動等にも対応している。 ○銃器や箱わな、くくりわな等に加え、サル用大型囲いわな等を設置して捕獲を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○今後、捕獲隊員の減少や高齢化が予測されることや被害の拡大を考慮すると、捕獲の担い手の確保・育成や現在設定している捕獲区域を越えた広域的な連携が必要。 ○離島（柱島・端島等）におけるイノシシの捕獲について

	<p>○市所有である捕獲檻の設置場所を GIS によりマップ化し、迅速に対応できるよう管理している。</p> <p>○農業事業者等に対し、イノシシ用や小型獣用捕獲檻の貸出を行っている。</p> <p>○特定外来生物（ヌートリア・アラグマ）については、防除実施計画に基づき、市が実施する講習会を受講すれば、狩猟免許を所持しなくとも捕獲を可能としており、捕獲に必要な小動物用捕獲檻の整備及び貸出を行うなど、捕獲を推進している。また、適法に捕獲した者に対し、奨励金の交付や、焼却処分費を免除している。</p> <p>○狩猟免許試験について、市報やホームページ等により周知し、捕獲の担い手確保を図っている。</p> <p>○新たに狩猟免許を取得し、捕獲隊に加入した場合、猟具等購入費の一部を補助している。</p> <p>○ツキノワグマの錯誤捕獲時、人身被害等の恐れのある時等は、第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画等に基づき、県へ捕獲許可申請を行っている。</p>	<p>て、イノシシの増加と捕獲者の減少により、年に一度の一斉捕獲や捕獲檻の増設だけでは追い付かない。</p> <p>○サルの捕獲について、銃による捕獲やサル用大型捕獲檻を設置できない住宅地での捕獲が困難。</p> <p>○ツキノワグマの錯誤捕獲を防止することが必要。</p> <p>○有害鳥獣の捕獲に際し、県や市等の行政のみで捕獲を完結することは困難な場合があるため、被害地域の協力が必要。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>○岩国市鳥獣被害防止対策協議会の鳥獣被害防止総合対策事業や市の補助事業により防護柵を設置している。</p> <p>○中山間地域直接支払制度等を活用して捕獲活動、防護柵の設置、放任果樹の枝打ちや伐採、緩衝帯の整備等を推進している。</p> <p>○防護柵の新規設置や定期点検を推奨するパンフレット等を配布している。</p> <p>○サル被害に対し、パンフレット等を配布して集落での追い払い活動を啓発している。また、市の補</p>	<p>○防護柵の設置については、点在している農地が多く、また、設置はすべて自力施工によるため、農地管理者の高齢化により施工が困難な場合がある。</p> <p>○防護柵は個人で設置する方が多いが、集落で設置する方がより効果的なため、更なる啓発が必要。</p> <p>○ヌートリア、ツキノワグマに対する防護柵（電気ネット、電気柵）の設置がほとんど進んでいないため、被害地域や</p>

	<p>助事業により、追い払い用具購入費の一部を補助している。</p> <p>○ツキノワグマ被害に対し、養蜂登録の更新時に、市の補助事業を活用した防護柵（電気柵）の設置を推奨している。</p>	<p>集落への更なる啓発が必要。</p> <p>○サルに対する追い払いについて、個人で取り組む場合が多いが、地域や集落ぐるみでの取り組みが効果的なため、更なる啓発が必要。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>○誘引物となる農作物残さや食品残さの管理徹底、農作物や果樹のこまめな収穫、放任果樹の枝打ちや伐採を啓発している。</p> <p>○国の事業を活用し、放任果樹を主伐した場合、費用の一部を補助している。</p> <p>○農地や住宅に隣接した藪の刈払い等による緩衝帯の整備を推奨している。</p> <p>○山口型放牧により緩衝帯を整備している。</p> <p>○放任果樹の枝打ちや伐採、緩衝帯整備などを目的として、充電式高枝チェーンソー等の貸出を行っている。</p> <p>○市のホームページやパンフレットの配布、研修会の開催等により被害防止に関する知識の普及や集落点検を行っている。</p>	<p>○農作物や果樹のこまめな収穫、放任果樹の枝打ちや伐採等の被害防止対策を徹底し、誘引物を取り除くよう啓発することが必要。</p> <p>○地域や集落、個人に対し、藪の刈払い等による緩衝帯の整備の更なる推奨が必要。</p> <p>○住民が自主的に被害防止対策に取り組めるよう、知識の更なる普及、啓発が必要。</p>

（５）今後の取組方針

<p>○被害防止対策に関する知識の更なる普及・啓発</p> <p>○放任果樹の伐採等の生息環境管理の啓発</p> <p>○草刈り等の緩衝帯整備の推奨</p> <p>○国の事業や市の事業等を活用した防護柵の設置と定期点検の推奨</p> <p>○地域ぐるみでの追い払いの普及・啓発</p> <p>○猟友会との連携を密にした捕獲の実施</p> <p>○狩猟者の担い手確保</p> <p>○国の事業や市の事業等を活用したわなの設置</p> <p>○離島におけるイノシシの捕獲を強化</p> <p>○ICT 機器による捕獲効率化の推進</p> <p>○鳥獣の生息域や被害状況の調査、今後の対策に必要な情報の収集</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○捕獲隊と捕獲等業務委託契約を締結しており、各区域内の被害状況に応じて、銃器及びわなによる捕獲活動を推進する。

○実施隊による緊急的な捕獲活動等を推進する。

○離島（柱島、端島、黒島）に限定して胴くりわなによる捕獲を解禁し、イノシシの捕獲を更に促進する。

○サル被害地域においては、サル用大型捕獲檻を設置しており、当該地域の猟友会に管理を委託し捕獲を行う。

○カワウについては、内水面漁業協同組合等と防除等業務委託契約を締結しており、各区域内の被害状況に応じて、銃器を使用して駆除活動を推進する。

○ツキノワグマの捕獲に際しては、山口県が捕獲許可権者であるため、「第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画」等に基づき、被害状況に応じて山口県等と協議し、適切に捕獲を申請する。また、山口県と県猟友会がクマレンジャー設置の業務委託契約を締結しているため、各区域内の被害状況に応じてクマレンジャーによる捕獲を要請する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8～10年度	イノシシ サル ヌートリア タヌキ シカ カラス カワウ ツキノワグマ アナグマ	○新規捕獲檻を計画的に導入し、捕獲隊と連携強化を図りながら捕獲を行う。 ○離島に設置するための新規くくりわなを計画的に導入し、捕獲体制の強化を図る。 ○鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用し、捕獲の強化を図る。 ○捕獲隊員の少ない地域については、捕獲区域を越えた広域的な連携を調整する。 ○狩猟免許試験について、市報やホームページ等で周知することにより、狩猟免許取得を推進し、狩猟者の担い手確保を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
被害総額は減少しているものの、生息域の拡大に伴い被害が増加している獣種もあるため、被害に応じた捕獲計画数を設定する。 ○イノシシ 被害報告は減少傾向にあるものの、全体の占める割合が依然大きく、今後も重点的に捕獲を行っていく。 ○サル 箱わなだけでなく、市内全域に現在 13 基の大型捕獲檻を設置しており、一斉捕獲を図るため、現状維持とする。 ○ヌートリア 被害報告はあるものの、主に一部の区域に生息しているため、

捕獲計画数を見直す。

○タヌキ、カラス、カワウ 被害報告はないものの、一定の捕獲数があり、目撃情報も寄せられるため、現状維持とする。

○シカ 被害報告はないものの、捕獲数は増加傾向にあり、今後の農林産物被害が懸念されるため、現状の計画数を目指す。

○アナグマ 被害報告はないものの、令和6年度より捕獲数・目撃情報が急増しており、今後の農林産物被害が懸念されるため、現状の計画数を目指す。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	1,500	1,500	1,500
サル	100	100	100
ヌートリア	80	80	80
タヌキ	60	60	60
シカ	20	20	20
カラス	40	40	40
カワウ	100	100	100
ツキノワグマ	県が捕獲許可権者であるため、市独自の被害軽減計画数は設定せず、県の「第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画等」に基づき、適切に捕獲を申請する。		
アナグマ	150	150	150

捕獲等の取組内容
<p>○各地域において、猟友会と銃やわなによる捕獲方法及び捕獲時期、場所等について協議調整し、捕獲を実施する。</p> <p>※イノシシは4月から10月を中心に実施。 サルは通年実施。 その他は4月から10月を中心に被害状況により実施（カワウの防除等業務委託は主に12月から3月に実施）。</p> <p>○特定外来生物（ヌートリア・アライグマ）については、捕獲従事者証所持者による捕獲を通年実施。</p> <p>○ツキノワグマについては、県が捕獲許可権者であるため、「第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画」等に基づき、被害対策と被害状況を勘案し、捕獲の必要性が生じた場合に、周辺の住環境等を考慮しながら県等と協議調整し、適切に捕獲を申請する。</p> <p>錯誤捕獲等により緊急を要する場合は、銃器等による捕獲を申請する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	既に権限移譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ サル ヌートリア タヌキ カラス ツキノワグマ アナグマ	ワイヤーメッシュ ネット 電気 トタン その他	50,000m	50,000m	50,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ サル ヌートリア タヌキ カラス ツキノワグマ アナグマ	<p>○集落で防護柵を設置する場合は、協力して設置するよう促す。</p> <p>○国の事業により設置した防護柵については、管理報告書の提出を受ける。</p> <p>○リーフレットを配布して防護柵の定期点検を推奨する。</p> <p>○単市事業については、新規だけでなく、修繕や上限金額に達するまで何度でも申請可等、活用しやすい事業としている。</p>		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8～ 10年度	イノシシ サル ヌートリア タヌキ カラス カワウ ツキノワグマ	<p>○地域や集落、個人に対し、パンフレット等により被害防止に関する知識の普及・啓発を行う。また、研修会を実施し、自主的な被害防止対策を推進する。</p> <p>○農作物や果樹のこまめな収穫、放任果樹の枝打ちや伐採等の更なる啓発を行う。</p> <p>○国の事業を活用し、放任果樹を主伐した場合</p>

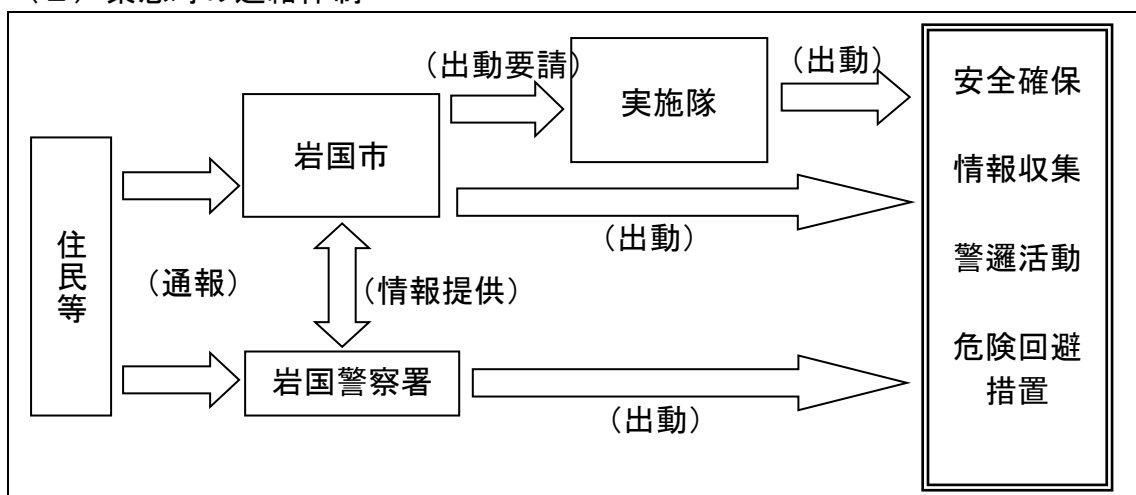
	アナグマ	<p>、費用の一部を補助し、生息環境管理を促進する。</p> <p>○市の事業により、放任果樹の枝打ちや除去、緩衝帯の整備に活用できる充電式高枝チェーンソ等の貸出を行う。</p> <p>○地域や集落、個人に対し、農地や住宅に隣接した藪の刈払い等による緩衝帯の整備等を推奨する。</p> <p>○ツキノワグマ出没時には、周辺住民に対し外出時の注意喚起等を行う。また、適宜クマレンジャーによる現地確認等の出動を要請する。</p>
--	------	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岩国市 (各総合支所含む)	被害状況等の情報収集、住民への情報提供・注意喚起、関係機関への連絡調整、パトロール
実施隊	被害状況等の確認、捕獲の実施
岩国警察署	住民への注意喚起、関係機関への連絡調整、パトロール
山口県岩国農林水産事務所	関連情報の提供、関連対策の助言・指導

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲者が焼却施設で焼却、又は捕獲現場で埋設する等、適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した対象鳥獣の有効利用について検討していく。
ペットフード	捕獲した対象鳥獣の有効利用について検討していく。
皮革	捕獲した対象鳥獣の有効利用について検討していく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	捕獲した対象鳥獣の有効利用について検討していく。

(2) 処理加工施設の実施体制

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	岩国市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
岩国市 (各総合支所含む)	施策の立案、協議会の運営、各機関との連絡調整を行う。
山口県猟友会 (岩国・玖西・玖北)	有害鳥獣関連の情報提供、捕獲隊の編成及び実施に関する調整を行う。
岩国市農業委員会	
岩国市地区農業士会	
山口県農業共済組合 (東部支所)	
山口県農業協同組合 (岩国統括本部)	
山口県東部森林組合	被害調査、鳥獣の生態及び生息状況等の情報提供を行う。
山口県鳥獣保護管理員	
山口県岩国農林水産事務所	関連情報の提供、関連対策の助言・指導を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 28 年 4 月 1 日付で「岩国市鳥獣被害防止対策実施隊」を設置（令和 7 年 4 月 1 日現在、職員 18 名、民間隊員 71 名）。

実施隊は、市街地や民家周辺等へ野生鳥獣が出現した場合や緊急的な捕獲・追い払い等の対応が必要な場合に出動する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

将来的な捕獲隊員の減少や高齢化、有害鳥獣被害の拡大を考慮し、捕獲の担い手の確保・育成のための活動を推進し、現在区分けしている捕獲区域を越えた広域的な連携を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

○山口県東部鳥獣被害広域対策協議会と連携を図り、広域的な取組を進める。
○野生鳥獣との共存・共生に配慮し、鳥獣の生息環境の整備及び保全を推進していくことも重要であることから、鳥獣保護に係る関係機関等との連携を密にして被害防止対策を推進していく。